

第九部

第一回 参議院農林委員会会議録 第二十七号

(四百四)

付託事件	出、衆議院送付)	実施に関する陳情(第二百三十五号)
○農地調整法の改正に関する陳情(第一号)	○主食需給計画の根本的改革に関する陳情(第七十四号)	○米麦需給計画の根本方針に関する陳情(第二百三十六号)
○物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十号)	○養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第七十六号)	○農業保険法制定に関する陳情(第二百四十四号)
○農業保險法の改正に関する陳情(第十三号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百四十五号)
○農業復興運動に関する陳情(第十四号)	○農業会の農業技術者給與國庫負担によることに関する陳情(第八十号)	○農業会の農業技術者給與國庫負担によることに関する陳情(第二百四十八号)
○水利組合費賦課に関する陳情(第十二号)	○油糧配給公團法案(内閣送付)	○米價改訂に関する陳情(第二百一十八号)
○食料品配給公團法案(内閣送付)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四号)	○民有林野制度の確立に関する陳情(第二百三十号)
○油糧配給公團法案(内閣送付)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十九号)	○農作物の「米麥週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百八十九号)
○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一号)	○市営競馬の施行に関する陳情(第二百二十一号)
○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七号)	○岩手山ろく國營開拓事業に関する陳情(第二百二十七号)
○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一号)	○農作物の「米麥週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百三十三号)	○北海道開拓事業に関する陳情(第二百二十九号)
○茶葉振興に関する陳情(第六十三号)	○開拓者資金融通に関する陳情(第二百三十八号)	○岩手山ろく國營開拓事業に関する陳情(第二百九号)
○農業用電力料金の引下げ及び換地処分経費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百九号)	○開拓対策に関する請願(第二百七十七号)
○東北及び新潟地方の特殊事情に立てる食糧供出対策改善等に関する陳情(第六十八号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百五十九号)	○青果物の統制撤廃に関する請願(第二百七十六号)
○農林省所管の治山治水事業の一部移管に対する陳情(第七十号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百六十一号)	○開拓策に関する請願(第二百八十三号)
○農地委員会の經費を全額國庫負担とすることに関する陳情(第七十三号)	○飼料配給公團法案(内閣提出、衆議院送付)	○旧軍馬補充部十勝支那用地内山林拂下げる請願(第二百八十三号)
○林道畠、赤石線開設に関する請願	○農業協同組合法案(内閣提出、衆議院二号)	○十勝種馬育成所用地開放に関する請願(第二百八十五号)
	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百六十九号)	○未墾地の開拓事業に関する陳情(第二百二十二号)
	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百七十号)	○群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん渡用水路に関する請願(第二百二十一号)
	○運配主食の價格に関する陳情(第二百五十一号)	○森山演習地の返還並びに開拓計画変更に関する請願(第二百三十五号)
	○岩手縣下の三農業用水改良事業を国営とすることに関する請願(第二百八十八号)	○北海道てん茶栽培の保護政策確立に中止することに関する請願(第二百五号)
	○福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに関する請願(第二百五号)	○群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん渡用水路に関する請願(第二百二十一号)
	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百五十九号)	○森山演習地の返還並びに開拓計画変更に関する請願(第二百三十五号)
	○飼料配給公團法案(内閣提出、衆議院二号)	○林業振興好策に関する陳情(第二百二十七号)
	○農業協同組合法案(内閣提出、衆議院二号)	○農業振興好策に関する陳情(第二百二十七号)
	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百五十九号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百二十八号)
	○新炭の價格に関する陳情(第二百六十一号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十九号)
	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百六十三号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十一号)
	○食料品配給公團法に関する陳情(第二号)	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十二号)
	○農業協同組合法案(内閣提出、衆議院二号)	○農作物の「米麥週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百六十号)
	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百六十三号)	○動労大衆の食糧危機突破対策及び同法附屬法規の一部を改正することに関する請願(第二百六十八号)
	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百六十三号)	○自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに関する請願(第二百六十九号)
	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百六十三号)	○日本競馬会に関する陳情(第二百八十三号)
	○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する請願(第二百六十三号)	○農村指導農場開設に関する陳情(第二百八十三号)

- 昭和二十二年度産米價格並びに供出に関する陳情(第二百九十五号)
- 農作物の「米業週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百九十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三百号)
- 臨時農業生産調整法案(内閣送付)
- 小坂部川治水池改良事業を國營とするに關する請願(第二百七号)
- 農地改革促進に関する請願(第二百九号)
- 農地改革促進に関する請願(第二百三号)
- 東京都内の食糧配給に関する陳情(第三百七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三百十三号)
- 種明及びひな價格撤廃並びに養鷄用飼料増配に関する陳情(第三百八号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三百三十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三百二十五号)
- 開拓融資金増額に関する陳情(第三百三十号)
- 農地法による山林開墾行過ぎ正に關する陳情(第三百三十一号)
- 農作物の「米業週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第三百三十五号)
- 千葉縣長生郡茂原乾穀所の設備を縣政業会に還元することに關する陳情(第三百四十一号)
- 三方原揚水事業に関する陳情(第三百四十五号)
- 富士山ろく開発農業用水事業促進に関する請願(第三百三十五号)
- 鹿児島縣に國立茶業試驗場九州支場を設置することに關する請願(第三百三十六号)
- 茨城縣下北浦千折事業促進に関する請願(第二百四十八号)
- 茨城縣下のかん害対策助成に関する請願(第二百七十六号)
- 大池用水幹線改良に関する請願(第二百九十九号)
- 主食配給に關する陳情(第三百六十号)
- 農業協同組合法案に関する陳情(第三百七十八号)
- 農地調整法並びに自作農創設特別措定に関する陳情(第三百八十九号)
- 奈良縣下のかん害対策に関する陳情(第三百八十七号)
- 農業協同組合法案に関する陳情(第三百九十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三百九十三号)
- 食糧緊急対策に関する陳情(第三百九十九号)
- 農業共済保険法案中の農家負担等に關する陳情(第三百九十九号)
- 新発田市伯町農業兵場拂下げに関する陳情(第四百四十九号)
- 農地開発當國の解散に伴う開発事業の都道府縣移管その他に關する陳情(第四百五十九号)
- 民有未墾地買收計画の樹立その他に關する陳情(第四百五十一号)
- 農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第二百九十七号)
- 觀光都市に対する自作農創設特別措定法の実施延期に関する請願(第三百十六号)
- 熱海觀光地帶を農地法の適用より除外することに關する請願(第三百二十四号)
- 森林治水並びに災害防止林造成事業
- 農業協同組合法案に関する陳情(第四百六十八号)
- 農業協同組合法案に関する陳情(第四百六十九号)
- 植林用苗木無償配付に関する請願(第四百七十号)

(第四百一号) 開する陳情(第三百四十九号) ○鹿児島縣に國立茶業試驗場九州支場を設置することに關する請願(第三百三十六号)

(第二百四十六号) ○農地開拓に関する請願(第四百一号)

○北海南道農業試驗場復興助成に関する請願(第四百七十九号)

○農業協同組合法案に関する請願(第三百三十七号)

○主食配給に關する陳情(第三百六十号)

○農業協同組合法案に関する陳情(第三百七十八号)

○農業協同組合法案に関する陳情(第三百八十九号)

○農地調整法並びに自作農創設特別措定に関する陳情(第三百八十九号)

○農業災害補償法案(内閣送付)

○農村指導農場開設に関する陳情(第四百四十号)

○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三百九十九号)

○農業共済保険法案中の農家負担等に關する陳情(第三百九十九号)

○新発田市伯町農業兵場拂下げに関する陳情(第四百四十九号)

○農地委員會費國庫補助増額に関する陳情(第四百九十九号)

○農業保險制度の拡充強化に関する陳情(第四百九十一号)

○農業協同組合法案費國庫補助増額に関する陳情(第四百八十六号)

○農業保險制度の拡充強化に関する陳情(第四百八十三号)

○鹿兒島縣揖宿郡内のかん害救濟に関する陳情(第四百八十六号)

○新農生産者價格等に關する陳情(第四百八十九号)

○農業協同組合法案に関する陳情(第三百八十九号)

○農業災害補償法案(内閣送付)

○農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三百九十九号)

○農業共済保険法案中の農家負担等に關する陳情(第三百九十九号)

○新発田市伯町農業兵場拂下げに関する陳情(第四百四十九号)

○農地開発當國の解散に伴う開発事業の都道府縣移管その他に關する陳情(第四百五十九号)

○水害林業対策に関する陳情(第五百一号)

昭和二十二年十一月四日(火曜日)午後三時七分開会

本日の会議に付した事件

○農業協同組合法案

○農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案

○委員長(補見義男君) それでは只今から委員会を開会いたします。本日は予ねて御審議を願つております農業協同組合法案及び農業團體の整理等に関する法律案の二件を議題にいたしまして、これから討論に入りたいと思ひます。

整理等に關する法律案は、從來の官僚的な地主的な農業を解体して、耕作農民によります自主的農業協同組合組織の途を開いたものとして、誠に進歩的な意義を持つておるのでございまして、私は原案に賛成する者であります。併し現在政府が採つております現状の下にありますので、貧農層の経済的には不徹底な農地改革の実現的、社會的地位の向上と、それを可能にしまするところの農業經營の共同化といふものが何ら保障されていないのでございまして、これは前にもしばしば質問を繰返された点でございますけれども、政府の答弁におきましても、何らその方向を保障することを答弁が得られなかつたのであります。それは質問を繰返された点でござりまするけれども、政府の答弁におきましては、何らその方向を保障することを答弁が得られなかつたのであります。そのため富農層の利益に主として奉仕することは必然であります。従つて農業生産力の増進は一般的には期待する事はできないし、又現在の不合理な供出制度や、又最近改訂されました供出價格にいたしましても、依然として安価に供出されることは、必ずしも供出する農業協同組合が發生して行くといふために富農層の利益に主として奉仕することは、必ずしも供出する農業協同組合が發生して行くといふために富農層の利益に主として奉仕する事はできないし、又現在の不合理な供出制度や、又最近改訂されました供出價格にいたしましても、依然として安い都會の工產品に比較いたしましてシエレーチを多分に含んだところの價格しか決められていないのです。いまして、そういう点からいたしまして、農業生産力は縮小再生産の過程を辿るよりも外ないのであります。富農層の闇稼ぎの反面に、中農層、貧農層が收奪されてますべく貧困化しておる現在におきまして、農業協同組合が農業生産力の増進に貢献し、發達する可能是、現実の基礎では何ら見出しができぬのでござります。従つて只今申上げましたような基礎の造成は、農村の

或る地方へ丁度麥の頃行つてみますと、その農業会或いは郡農業会支部が動力噴霧器を使って、毎日各農家の麦畠をやつてある。かよなことにして初めにその科学的技術が実際に活用できることを何ば教えたり勧めたりなどして、なか／＼その普及が徹底するものでない。又そういう機械を個々の農家は儲えることはできない。知識的にも精神的にも又実際的にもこの能率の高い機械、そして殊に新らしい機械は特殊の知識と技術を要する。これを個別の農家に期待することはできない。

協同組合法によつて初めて成り立つものである。又その副業には勿論農業のみならず、農業以外の方面におけるところの技術的発達が必要である。かよううに考えて來ますと、今回協同組合法が成立するということは、科學技術の発展の見地から實に喜ばべきことである。又それは言葉を変えて逆に言えば、協同組合法を實現せしむると共に、その組合の発達を國ると共に、協同組合の技術的発達を全うするような國家的施設が是非必要である。今後においては協同組合の基礎ができた上においては技術的発達に関する施設が最も重要視すべきである。或いはこれらの組合は自主的に進歩すべきものであるといふ見方が一面あるかも知れませんが、実際において今申しますような有効な技術的発達ということを、個々の組合の自然の発達に放任して置くことは、大きな期待をすることが困難である。どうしてもここに國家的の施設を必要とするのであります。今回の協同組合法の成立ということに私は技術上の見地からそういう意味を以て特に賛成をいたすのであります。

○羽生三七君 この二つの法案に、次に述べるような希望意見を附して賛成するのであります。

第一に、先程もどなたかのお話がありましたが、土地改革の徹底が是非必要であるとのことです。土地改革の徹底と相俟つてこの法案が施行されませんと、この法案は作文に終る懸念を十分に持つております。固より土地改革によりまして、所有権が移動するということも大きな変革ではあります。農作業でも共同的にして能率を高め、従つて同一條件の農地が非常に廣く發展するようなところにおいては、農作業までも共同的にして能率を高めるという面も一面あります。我が國の國內においても、場合によつてはいわゆる作業を共同的にすることも有効に適用される機会がないことはないと思ひますが、必らずしもその種のことをまで無理に共同を強いることは實際に制わなことがあると思う。併し先程申しましたような殊に科学技術、有効なる能率の高い技術を適用するといふこと、更に又今後この地方々に適したところの農産加工であるとか、或いは農村工業であるとか或いは副業の成立という事柄が農業の經營上非常に重要なものになる。その中には輸出農

產物の加工品等の發生ができるのであります。

本の農業生産が必ずしもプラスになることは申されないのであります。所有権の変革と共に、同時に農業組合等の運用よろしきを得て、生産面における基本的な発展が伴わなければ、この法の意味は私は余りないと思うのであります。

本の農業生産が必ずしもプラスになることは申されないのであります。所有権

の変革と共に、同時に農業組合等の運用よろしきを得て、生産面における

一回

業協同組合員自身が決定すべきことでありますけれども、併し我々が多くのことを希望を持つておるということは

午後三時四十一分散会

出席者は左の通り。

委員長	柿見 勲男君
木下 源吾君	森田 豊壽君
森田 高橋 盛君	
太田 鮎兄君	
門田 定藏君	
羽生 三七君	
北村 一男君	
柴田 政次君	
西山 龍七君	
平沼 鶴太郎君	
木曾 三四郎君	
小杉 繁安君	
佐々木鹿藏君	
石川 達吉君	
宇都宮 登君	
岡村 文四郎君	
河井 順八君	
島村 軍次君	
寺尾 博君	
藤野 繁雄君	
松村 真一郎君	
板野 勝次君	
山崎 恒君	

委員	柿見 勲男君
木下 源吾君	
森田 高橋 盛君	
太田 鮎兄君	
門田 定藏君	
羽生 三七君	
北村 一男君	
柴田 政次君	
西山 龍七君	
平沼 鶴太郎君	
木曾 三四郎君	
小杉 繁安君	
佐々木鹿藏君	
石川 達吉君	
宇都宮 登君	
岡村 文四郎君	
河井 順八君	
島村 軍次君	
寺尾 博君	
藤野 繁雄君	
松村 真一郎君	
板野 勝次君	
山崎 恒君	

委員長	柿見 勲男君
木下 源吾君	
森田 高橋 盛君	
太田 鮎兄君	
門田 定藏君	
羽生 三七君	
北村 一男君	
柴田 政次君	
西山 龍七君	
平沼 鶴太郎君	
木曾 三四郎君	
小杉 繁安君	
佐々木鹿藏君	
石川 達吉君	
宇都宮 登君	
岡村 文四郎君	
河井 順八君	
島村 軍次君	
寺尾 博君	
藤野 繁雄君	
松村 真一郎君	
板野 勝次君	
山崎 恒君	

委員	柿見 勲男君
木下 源吾君	
森田 高橋 盛君	
太田 鮎兄君	
門田 定藏君	
羽生 三七君	
北村 一男君	
柴田 政次君	
西山 龍七君	
平沼 鶴太郎君	
木曾 三四郎君	
小杉 繁安君	
佐々木鹿藏君	
石川 達吉君	
宇都宮 登君	
岡村 文四郎君	
河井 順八君	
島村 軍次君	
寺尾 博君	
藤野 繁雄君	
松村 真一郎君	
板野 勝次君	
山崎 恒君	

委員長	柿見 勲男君
木下 源吾君	
森田 高橋 盛君	
太田 鮎兄君	
門田 定藏君	
羽生 三七君	
北村 一男君	
柴田 政次君	
西山 龍七君	
平沼 鶴太郎君	
木曾 三四郎君	
小杉 繁安君	
佐々木鹿藏君	
石川 達吉君	
宇都宮 登君	
岡村 文四郎君	
河井 順八君	
島村 軍次君	
寺尾 博君	
藤野 繁雄君	
松村 真一郎君	
板野 勝次君	
山崎 恒君	

○委員長(柿見義男君) それではこれまでの交換分合に法的基礎を與えるとか、その他諸般の方策が採られなければなりません。どうしてもここに國家的の施設を必要とするのであります。このことによつてのみ初めて私は本協同組合の意義が達成されるので、どうでなかつたならば從来の農業会と殆んで變りのないものになり終るであろうと私は思つております。

いま一つは、先程やはりこれもどなたからお話をありましたが、農業技術の飛躍的発展を國るために、從來の農事試験場等が歯牙の塔に譲つておるようなあなたの態度を一擧いたしまして、向例によりまして委員長が口頭報告案通り可決することに決定いたしました。(拍手)

向例によりまして要旨につきましては、從來通り委員会の経過を中心いたしまして報告いたしたいと思いますので、御了承を願いたいと思います。それで

○委員長(柿見義男君) 全員賛成であります。従つて両法案は衆議院の修正案通り可決することに決定いたしました。

向例によりまして委員長が口頭報告案通り可決することに決定いたしました。

向例によりまして要旨につきましては、從來通り委員会の経過を中心いたしまして報告いたしたいと思いますので、御了承を願いたいと思います。それで